

## ① 空港脱炭素化推進のための計画策定支援

各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進のための計画の策定に対して補助を行う。

- ▶ 補助対象空港 : 会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港
- ▶ 補助対象事業者 : 空港管理者
- ▶ 補助率 : 1/2以内

## ② 設備導入支援・モデル実証等

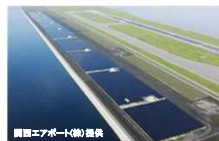
空港の脱炭素化に向けて、空港関係者や脱炭素に関わる事業者等が、太陽光発電等の再エネ設備(蓄電池含む)やEV・FCVステーションを整備することや、空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等について効率的な設備導入を行うためのモデル実証を行うことに対して補助を行う。また、庁舎等における太陽光発電の導入を推進する。

- 再エネ・ステーション
- EV・FCV化、照明・空調等

- ▶ 補助対象空港 : 全ての空港
- ▶ 補助対象事業者 : 空港管理者、空港内事業者  
その他民間事業者
- ▶ 補助率 : 1/2以内



空港車両のEV・FCV化の促進



太陽光発電設備の導入促進

- 庁舎等への太陽光導入

## ③ 整備マニュアルの作成・将来構想の検討

再エネ・省エネ設備の導入・整備に際して、空港の特性を踏まえた安全性等の確認や航空機・空港施設への影響などの考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを作成するとともに、今後の社会構造の変化を見据えた場合に想定される将来的な空港脱炭素化のあり方について検討を行う。

## ④ 実施計画策定支援・再エネ活用型GPU等導入支援

空港の脱炭素化に向けて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な計画の策定及び事業体制の構築を行う(委託)とともに、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPUから空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等への切替に対して補助を行う。

- ▶ 補助対象空港 : 全ての空港
- ▶ 補助対象事業者 : 民間事業者・団体、地方公共団体等
- ▶ 補助率 : 1/2以内



GPU利用の促進

※実施計画策定支援は委託費

## ⑤ 航空灯火のLED化や誘導路の整備

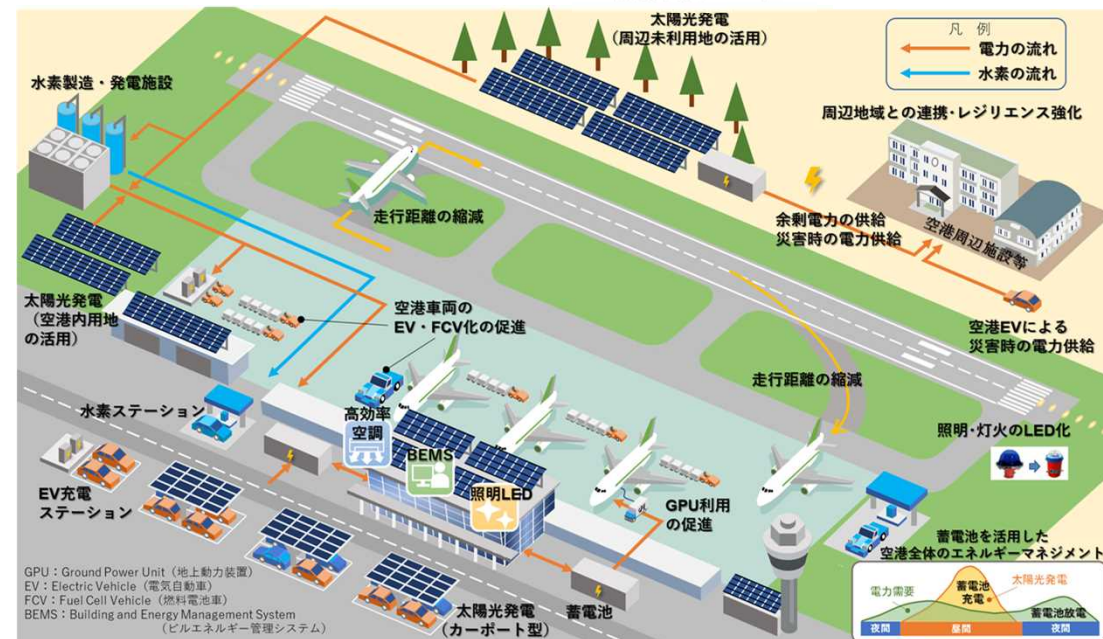
老朽化更新に合わせて航空灯火のLED化や誘導路の整備を行う。  
【既存の取組の促進】



照明・灯火のLED化



走行距離の縮減



空港の脱炭素化推進のイメージ

# 空港脱炭素化推進事業費補助金(推進計画の策定支援)【概要】

本補助金は、空港管理者が空港脱炭素化推進計画の策定に向けた検討を行うために必要な経費の一部を国が補助することにより、空港における脱炭素化を推進することを目的としている。

## 【対象事業】

空港脱炭素化推進計画の策定に係る事業

## 【対象事業者】

対象空港の空港管理者

## 【対象空港】

国管理空港及び共用空港を除く全ての空港

## 【対象経費】

空港脱炭素化推進計画の策定に向けた検討に要する経費  
(現地調査費用や協議会開催等に係る事務費を含む)

※ただし、以下のaからcの条件をすべて満たす経費に限る。

- a. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- b. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- c. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

## 【補助率】

1/2以内 ※予算の範囲内

## 【受付期間】

令和4年6月13日(月)～令和4年7月15日(金)

## 【今後のスケジュール】

令和4年7月15日(金)まで  
令和4年8月下旬～9月上旬以降

対象事業者から国に、要望書を提出  
国から対象事業者に、内定通知  
対象事業者から国に、補助金交付申請  
国から対象事業者に、交付決定通知  
再度、要望書受付(予定)

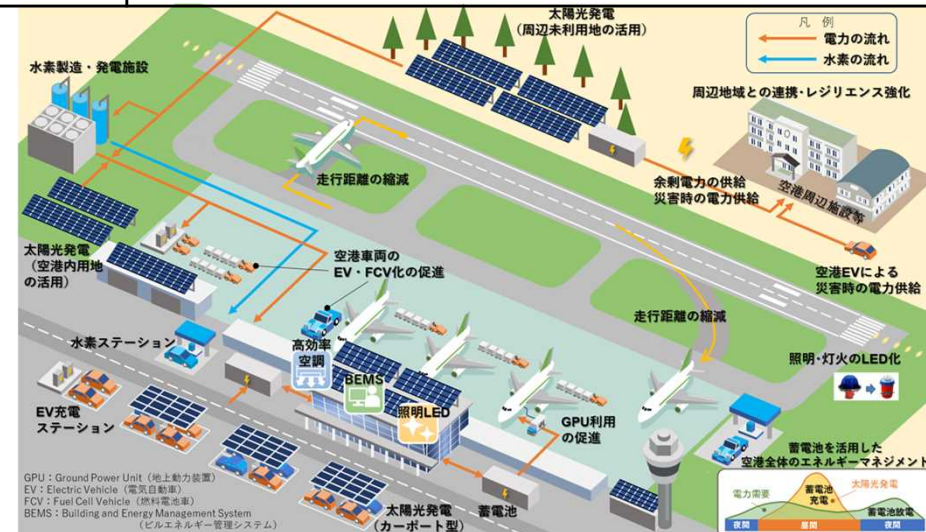
10月頃

<参考> 空港脱炭素化推進のための計画策定ガイドライン (初版)

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk9\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk9_000060.html)

## 推進計画に記載する事項

項目	記載内容
空港の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地理的特性等</li> <li>• 空港の利用状況</li> <li>• 空港施設等の状況</li> <li>• 関連する地域計画での位置付け</li> </ul>
基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空港脱炭素化推進に向けた方針</li> <li>• 温室効果ガス排出量</li> <li>• 目標年次及び目標</li> <li>• 空港脱炭素化を推進する区域</li> <li>• 検討・実施体制及び進捗管理の方法</li> </ul>
取組内容、実施時期及び実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空港施設に係る取組 (空港建築施設の省エネ化、航空灯火のLED化)</li> <li>• 空港車両に係る取組 (空港車両のEV・FCV化等)</li> <li>• 再エネ等の導入促進に係る取組 (太陽光、蓄電池・水素等)</li> <li>• 航空機に係る取組 (駐機中、地上走行中等)</li> <li>• 横断的な取組 (エネルギーマネジメント、地域連携・レジリエンス強化)</li> <li>• その他の取組 (空港アクセス、吸収源対策、クレジット活用等)</li> </ul>
ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取組内容、実施時期の概要を時系列で整理</li> </ul>



空港の脱炭素化推進のイメージ

# 空港脱炭素化推進事業費補助金(設備導入支援・モデル実証)【公募概要】

本補助金は、空港施設・車両からのCO2排出削減及び太陽光発電等の再エネ導入について、効率的な設備導入を行うとともに空港の脱炭素化推進のための課題解決を行い、他空港への横展開に資する先進的な事業に対して補助を行うことにより、空港脱炭素化の推進を図ることを目的としている。

## 【対象事業】

- (1) 空港建築施設の省エネ化に係る事業
- (2) 空港車両のEV・FCV化に係る事業
- (3) 太陽光発電等の再エネ導入に係る事業(以下に限る)
  - ・ 空港内及び空港周辺の用地に設置し、一定量以上を当該空港の需要のために発電するもの
  - ※ただし、一定量以上とは7割以上とし、余剰の電気等についてFIT/FIP制度及び自己託送によらないこと。

## 【対象事業者】

対象空港の空港管理者、空港内事業者その他民間事業者※(JV等含む)  
 応募後にJV等を設立予定の場合、出資予定者の連名で応募  
 ※空港施設・空港車両を所有、管理もしくは運営を行う者  
 上記と連携して空港脱炭素化の取組を行い、本事業の実施主体となる者  
 対象空港及びその周辺の用地において再エネ導入を行う者 等

## 【対象空港】

全ての空港

## 【対象経費】 ※以下の項目の経費

- (1) 空港車両のEV・FCV化
- (2) 空港ビル等の照明・空調設備の効率化
- (3) エネルギーの見える化
- (4) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入
- (5) 空港車両のEV・FCV化に伴い必要となるインフラ設備の導入



空港車両のEV・FCV化の促進 太陽光発電設備の導入促進

## 【補助率】

1/2以内

## 【応募期間】

令和4年5月9日(月)～令和4年6月17日(金) ※応募結果の通知は 令和4年8月下旬～9月上旬を予定。

## 【審査・評価の観点】

- ① 事業内容と補助事業の目的との整合性
- ② 事業の必要性・効果
- ③ 概算事業費及びその内訳の妥当性
- ④ 事業期間の妥当性
- ⑤ 事業の公共性・公益性
- ⑥ 地域連携・レジリエンス強化の取組の有無
- ⑦ 空港管理者等の関係者との合意形成

## 【事業計画の採択】

上記の観点に基づき国交省が事業計画を審査し、学識経験者等からの意見を聴取した上で、国交省が採択事業を決定した後、国交省より応募者に内定通知を行う。

## 【その他】

複数年度の全体計画を想定している場合、全体計画がわかるよう資料を作成し応募。次年度以降は、予算の状況によるため、本募集での審査結果に関わらず改めて応募。



空港の脱炭素化推進のイメージ

# 実施計画策定支援事業(エネ特)【公募概要】

○本事業は、全国の空港関係者が空港脱炭素化に係る事業の実実施計画策定及び実施体制構築を行う際の参考となるよう、公募により選定された事業者に対して、実施計画策定及び実施体制構築並びにその過程で得られた知見等ととりまとめる事業を委託するもの。

## 【委託内容】

右記の検討テーマについて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な実施計画策定及び実施体制構築を行うこと。さらに、他空港や他事業者の参考となるよう、計画策定及び体制構築の過程で得られた知見等ととりまとめること。

## 【委託対象事業者】

対象空港の空港管理者、空港内事業者その他民間事業者※(JV等含む)

応募後にJV等を設立予定の場合、出資予定者の連名で応募

※空港施設・空港車両を所有、管理もしくは運営を行う者

上記と連携して空港脱炭素化の取組を行い、実施計画策定及び実施体制構築の対象となる事業の実施主体となることを予定している者

対象空港及びその周辺の用地において再エネ導入を行うことを予定している者 等

## 【対象空港】

全ての空港

## 【委託費上限】

1者あたり2,000万円 ※上限内であれば1者が複数空港や複数の検討テーマを扱うことも可能

## 【応募期間】

令和4年6月6日(月)～令和4年6月29日(水) ※結果通知は令和4年8月上旬頃を予定。

## 【審査・評価の観点】

- 本委託の目的の理解度
- 本委託に要する経費及びその内訳の妥当性
- 委託期間の妥当性
- 本委託の成果の横展開の可能性
- 知見等のとりにまとめにあたり考慮すべき観点の具体性
- 本委託を応募者が行うことの優位性
- 空港管理者等の関係者との合意形成
- 実施計画策定及び実施体制構築の対象となる事業の対象空港における必要性・効果

## 【採択】

上記の観点に基づき国交省が申請書類を審査し、学識経験者等からの意見を聴取した上で、国交省が採択案件を決定した後、国交省より応募者に案件採択の通知を行う。

## 検討テーマ

### ● 空港建築施設の省エネ化

テーマ1. 施設・設備の省エネ化

テーマ2. 空港建築施設のエネルギー消費等の見える化システムの導入

### ● 空港車両のEV/FCV化等

テーマ3. EV/FCV化による空港運用への影響を最小限に抑える方法

テーマ4. EV/FCVステーションの整備及び運営

テーマ5. 共有化の観点を踏まえたEV/FCV化

テーマ6. バイオ燃料の調達規模及び供給方法

### ● 再エネの導入促進

テーマ7. 太陽光発電設備(蓄電池含む)の導入

テーマ8. 太陽光発電設備以外の再エネ設備(蓄電池含む)の導入

テーマ9. 空港間連携による再エネ化率向上

テーマ10. 空港内での水素利活用にあたっての水素供給方法

テーマ11. 水素による蓄電方策の検討

### ● 地上航空機からのCO2排出削減

テーマ12. 移動式GPUの導入

### ● 横断的取組

テーマ13. 空港内のエネルギーマネジメントシステムの構築

### ● その他

テーマ14. 空港アクセスからのCO2排出削減

テーマ15. その他空港の脱炭素化に資すると認められるもの

※地域連携・レジリエンスの観点を盛り込むことが望ましい

# 再エネ活用型GPU等導入支援事業(エネ特)【公募概要】

本補助金は、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU(補助動力装置)から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU(地上動力装置)等への切替に対して補助を行うことにより、空港脱炭素化の推進を図ることを目的としている。

## 【対象事業】

航空機燃料を活用したAPU(補助動力装置)から再生可能エネルギー由来電力の活用が可能な固定式GPU(地上動力装置)や移動式GPUに切り替えを行う事業で、下記の要件を満たしていること。

- (1) 航空機燃料を活用したAPUからGPUに切り替えを行う事業であること。
- (2) GPUに切り替えを行うことで、50%以上のCO2削減効果が見込まれること。
- (3) 応募申請時の事業計画において、本事業により導入するGPUの今後の再生可能エネルギー由来電力やバイオ燃料の活用等による脱炭素化に向けた計画を盛り込むこと。

## 【対象事業者】

- (1) 民間企業
- (2) 地方公共団体
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者
- (5) 補助対象の設備等を(1)～(4)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## 【対象経費】

- ・固定式GPU: 静止型電源装置、冷暖房装置、基礎、電力ケーブル、冷暖房用ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動させるための車両
- ・移動式GPU: 電源車、エアコン車
- ・その他機構が適当と認める設備

※電気式及びディーゼル式が対象



固定式GPU

移動式GPU

## 【対象空港】

全ての空港

## 【補助率】

1/2(上限は1億5,000万円※)

※2ヶ年事業の場合は2ヶ年の合計金額

## 【応募期間】

令和4年6月下旬頃公募開始予定

## 【審査・評価の観点】

- ① 事業の目的・内容
- ② 事業の効果、CO2削減コスト
- ③ 今後の脱炭素化計画
- ④ 事業の実施体制
- ⑤ 資金計画
- ⑥ 事業実施に関する事項(他の国の補助金との関係、事業の実施上問題となる事項)
- ⑦ 設備の運営管理・保守計画
- ⑧ 事業実施スケジュール

## 【事業計画の採択】

上記の観点に基づき有識者委員会において審査を行い、補助事業の採択を行う。

## 【CO2削減量の把握及び情報提供】

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量を把握し、補助金交付規定及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。